

○神奈川歯科大学診療科教員及び診療助手任用基準細則

平成30年6月1日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川歯科大学診療科教員及び診療助手任用規程における任用基準に関する、職階ごとの申請資格、審査基準について定めるものである。

(診療科教授の申請資格)

第2条 診療科教授は、臨床専門領域で特に優れた知識、技能、経験、実績を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 歯学部又は医学部卒業後15年以上の臨床経験を有すること。
- (2) 博士の学位(外国においては博士に相当する学位)を有すること。
- (3) 当該領域の専門医以上、又は同等の資格を有すること。

(診療科教授の審査基準)

第3条 診療科教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

学術論文10編以上(総説、解説、症例報告又は臨床研究及び著書を含む)、そのうち筆頭5編以上を公表していること。

(診療科准教授の申請資格)

第4条 診療科准教授は、臨床専門領域で優れた知識、技能、経験、実績を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 歯学部又は医学部卒業後10年以上の臨床経験を有すること。
- (2) 博士又は修士の学位(外国においては博士又は修士に相当する学位)を有すること。
- (3) 当該領域の専門医以上、又は同等の資格を有すること。

(診療科准教授の審査基準)

第5条 診療科准教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

学術論文8編以上(総説、解説、症例報告又は臨床研究及び著書を含む)、そのうち筆頭4編以上を公表していること。

(診療科講師の申請資格)

第6条 診療科講師は、臨床専門領域で十分な知識、技能、経験、実績を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 歯学部又は医学部卒業後5年以上の臨床経験を有すること。
- (2) 博士又は修士の学位(外国においては博士又は修士に相当する学位)を有すること。
- (3) 当該領域の認定医以上、又は同等の資格を有すること。

(診療科講師の審査基準)

第7条 診療科講師の任用における審査基準は以下の通りとする。

学術論文5編以上(総説、解説、症例報告又は臨床研究及び著書を含む)、そのうち筆頭

2編以上を公表していること。

(診療科助教の申請資格)

第8条 診療科助教は、臨床専門領域における診療に取り組む情熱を有する者で、次の各項に該当しなければならない。

- (1) 臨床専門領域において知識、技能、経験、実績を有すること。
- (2) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有すること。

(診療科助教の審査基準)

第9条 診療科助教の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 原著論文1編以上を公刊していること。

(診療助手の申請資格)

第10条 診療助手は、臨床専門領域における診療に取り組む情熱を有する者で、以下の通りとする。

- (1) 臨床専門領域において知識、技能、経験、実績を有すること。

(診療助手の審査基準)

第11条 診療助手の任用における審査基準は臨床経験3年以上（臨床研修期間を除く）とする。

## 附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和5年8月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。